2　第８の３の⑴～⑻に定める第２種特定海洋生物資源ごとの平成27年から始まる期間の漁獲努力可能量について指定漁業等の種類別に定める量並びにその対象となる指定漁業等の種類に係る海域及び期間は、以下の⑴～⑸のとおりとする。

⑴　あかがれい

指定漁業等の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
沖合底びき網漁業（うち１そうびき）	東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海（ただし北緯40度10分９秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く）	平成27年４月１日から平成27年５月31日まで	6,210
沖合底びき網漁業（うち２そうびき）	東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本海	平成27年４月１日から平成27年５月31日まで	575

⑵　いかなご

指定漁業等の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
沖合底びき網漁業	北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海	平成27年７月１日から平成27年８月31日まで	616

⑶　さめがれい

指定漁業等の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
沖合底びき網漁業	北緯42度１分東経143度９分２秒の点（旧幌泉灯台中心点）と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東、東経142度29分47秒の線以西の太平洋	平成27年５月１日から平成27年６月30日まで	1,030
	青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平洋	平成27年３月１日から平成27年４月30日まで	909
	岩手宮城両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル以深の太平洋	平成27年２月１日から平成27年３月31日まで	4,304

⑷　まがれい

指定漁業等の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
沖合底びき網漁業	青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海	平成27年９月１日から平成27年10月31日まで	729

⑸　やなぎむしがれい

指定漁業等の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
沖合底びき網漁業	宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル未満の太平洋	平成27年４月１日から平成27年６月30日まで	6,565

第10　第２種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について都道府県別に定める量に関する事項

1　第８の２の⑴～⑻に定める第２種特定海洋生物資源ごとの平成26年から始まる期間の漁獲努力可能量について都道府県別に定める量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下の⑴～⑺のとおりとする。

⑴　あかがれい

第８の２の⑴に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	期間	漁獲努力量（隻日）
石川県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）	平成26年４月１日から平成26年５月31日まで	3,884
福井県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）	平成26年４月１日から平成26年５月31日まで	2,006
京都府	小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）	平成26年４月１日から平成26年５月31日まで	560

⑵　さめがれい

第８の２の⑶に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
青森県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）	青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県の地先水面	平成26年５月１日から平成26年６月30日まで	388

⑶　さわら

第８の２の⑷に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

同一県に一つの採捕の種類に対して二つの期間を定めて各期間毎に漁獲努力量を割り当てている県、同一県に二つの海域を定めて各海域毎に期間及び漁獲努力量を割り当てている県又は同一県に二つの採捕の種類に対して漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の期間間又は採捕の種類間で漁獲努力量を再配分してはならない。